

誕生日が来たときの現況届の提出は、12月生まれの方から原則不要になります。

今年10月から、受給者の方の現況確認は、住民基本台帳ネットワークを活用して行うことになりました。これにより、12月生まれの方から、現況届の提出は原則として不要になります。

☆ただし、次の方はこれ以後も現況届の提出が必要です。

- ① 社会保険庁で保有している本人基本情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方
 - ② 外国籍(外国人登録)の方
 - ③ 外国に居住している方
- ※20歳前の障害による障害基礎年金を受給している方は、誕生日ではなく、毎年指定された期限までに市役所に提出していただくこととなっています。

☆また、次の場合は、現況届以外の届が引き続き必要です。

- ① 加給年金額を受けられている場合は「生計維持確認書」
 - ② 障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要なとき
- *提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の方へ送付されます。
 ※現況届に関するお問い合わせはコザ社会保険事務所まで→☎933-3439



★被保険者のみなさまへ★

国民年金の申請免除、若年者納付猶予又は学生納付特例の申請を、本人以外の方が行う場合は⇒原則として委任状が必要になりますのでご持参ください。

ただし、同居の親族が本人からの依頼を受けて代理で申請される場合は、委任状がなくても申請可能です。その際は代理の方の身分確認ができる運転免許証・健康保険証等と申請者本人の印鑑をご持参ください。

●国民年金のこれは便利!●

毎月の保険料はコンビニ郵便局のATMで納付!

納付書があればファミリーマート、ローソンまたは郵便局のATMで納付できます。
 *一部の郵便局ATMでご利用できない場合があります。納付の前に郵便局にご確認ください。

●国民年金のこれはお得!●

国民年金の納付は、便利でお得な口座振替がおすすめです!

☆口座振替の「早割」がお得!☆
 口座振替の「早割」だと毎月の保険料が50円割引されます。
 *口座振替の「早割」とは、その月分の保険料をその月末に口座から引き落とすことです。

お問い合わせ：年金課本庁 ☎973-5498 石川庁舎 ☎965-5617
 与那城庁舎 ☎978-2123 勝連庁舎 ☎978-7237